

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年11月22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年11月22日（金） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲	9 渡邊 昭男
10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行	13 大谷 朗
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 5 長 明美

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	栃木農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第7号	栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第9号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について
議案第10号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年11月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、5番長委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、12番山崎幸行委員、13番大谷朗委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が8件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、片柳町3丁目を中心にそば・じゃがいも・ハウレンソ

ウ・小麦を作付しています。

申請地では、そばを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、皆川城内町を中心に米・宮ネギ・そばを作付しています。

申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、吹上町を中心に米・野菜を作付しています。

申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、都賀町合戦場を中心に小豆・大豆・さつまいもを作付しています。

申請地では、小豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、大平町富田を中心に米・麦を作付しています。

申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定する申請です。

譲受人は、藤岡町部屋を中心に米を作付しています。

申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する

申請です。

譲受人は、藤岡町富吉を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。

申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町曲ケ島を中心に米・麦を作付しています。

申請地では、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町曲ケ島を中心に米・麦を作付しています。

申請地では、ねぎを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。(写真説明)

以上9件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(正田委員)

今回の北部調査委員長の4番正田です。

今回は私と16番川田委員、18番石塚委員の3名と事務局2名で、21日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が4件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(平本委員)

今回の南部調査委員長の8番平本です。

今回は、私と10番狐塚委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、20日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転が4件、使用貸借権の設定が1件、合計5件の申請がありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の5ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、牛舎、堆肥舎への転用です。地図は1ページです。事業計画者は、大平町川連において畜産業及び米、麦の作付を行う農業者です。事業計画者は、申請地近くに自宅及び牛舎を構え、肉用牛を約290頭飼育しております。

この度、事業規模拡大を図るため、新たに肉用牛100頭を収容できる牛舎及び堆肥舎を建設する申請に至りました。

農作業の効率性の観点から、自宅や既存牛舎の近接地であることが望ましいと考え、申請地を選定しております。

	農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は令和4年11月総会にて用途区分変更がされております。 なお、農地転用許可を取得せず、牛舎の基礎工事を着工したことについては、始末書が添付されております。 取水は井戸水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、本案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (平本委員)	今回南部は、牛舎の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、21番生澤委員をお願いします。
生澤委員	21番生澤です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、1番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の7ページをご覧ください。 今回は、9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番は、車両置場への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、申請の近隣に居住しており、新車及び中古車の売買、輸出、輸入の業務を行っております。現在の自宅西側に1,251㎡（令和2年9月25日許可）と申請地南側（令和4年12月27日許可）に724㎡があり、計約2,000㎡を車両置場として土地利用しております。現在使用している車両置場では手狭であるため新たな置場の整備を計画しました。申請地は現置場の隣接地であり、市道にも面していて搬出入しやすいため適地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 2番については、駐車場敷地拡張の転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、約400年前に開山し、檀家数が200件の寺院です。年間を通して行事があり、特に彼岸やお盆の時など、現在の駐車場だけでは支障をきたしているため、新たに駐車場を探していたところ隣接地を取得できることとなったため一体で拡張整備を計画しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、例外規定に該当します。 取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、東日本大震災の影響で自宅をなくし、現在福島県郡山市の貸家で居住しておりますが、老後のことも考え娘夫婦が暮らしている周辺で住宅の建築を計画しました。申請地は義理の息子の祖母の所有する土地であり、娘夫婦宅の隣接地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽で処理したのち敷地内で処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素社会の実現のため、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に確保することができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、隣接地の実家にて両親と居住しておりますが、結婚が決まり、新生活を迎えるにあたり、住宅の建築を計画しました。申請地は親の所有する実家の隣接地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝に放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番は、資材置場及び駐車場の転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、隣接する西方町元に事業所を構え、主にとび土工、土木工事、解体工事等を行う総合建設会社です。主にとび土工の建設業であるため、足場資材を所有しておりますが、現在置場がなく、現場から現場へと運び、取引先に迷惑をかけている状況です。また、従業員駐車場についても、従業員は17名に対し、現事業所敷地内に7台分しか確保できておらず、駐車場の確保は急務であります。今回、申請地は隣接地であり、作業効率上や防犯上も最適地であると判断し申請に至りました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

8番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、群馬県前橋市の妻の実家で妻と義母と本年6月に生まれた子供の4人で居住しております。子供が生まれたことを機に、生計独立のため自己の住宅を建築することを計画しました。

夫婦お互いの実家の中間地点にあり、職場に近く、住環境の整っていることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、駐車場への転用です。地図は10ページです。

	事業計画者は三鴨神社の禰宣(ねぎ)に就任しており、母が宮司(ぐうじ)です。 当神社には駐車場があまりなく、祭儀(さいぎ)には氏子総代並びに岩舟町の各役員を始め、各自治会の役員も参列されます。路上駐車や送迎のため近隣住民に迷惑をかけており、駐車場が必要です。 神社周辺で土地を探していたところ、申請地所有者より土地を提供しても良いと返事があったことから、神社の前にある今回の申請地を選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。 取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上9件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (正田委員)	今回北部は、一般住宅が2件、資材置場が1件、駐車場敷地拡張が1件、駐車場及び資材置場が1件、太陽光発電設備が2件、合計7件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (平本委員)	今回南部は、一般住宅が1件、駐車場が1件、合計2件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、4番正田委員お願いします。
正田委員	4番正田です。 1番の案件ですが、先ほどの報告のとおり、2年前に申請があったところに関連する申請です。何の問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番、3番について、1番若色より報告いたします。 2番は、お寺の駐車場への転用です。3番は、申請地の北側の一番後ろが実家で、その前に息子さんの家があります。今回息子の義親が家を建てるということです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	番号4番について、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号5番について、9番渡邊委員お願いします。
渡邊委員	9番渡邊です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号6番について、14番泉田委員お願いします。
泉田委員	14番泉田です。 6番の案件ですが、現地を確認してまいりましたが、この周辺は最近太陽光発電が増設されております。特に問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号7番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 7番の案件ですが、事業所の前に駐車場を拡張したいということで、何の問題もないと思いますので皆様のご審議よろしくお願いします。

	ます。
議 長	番号8番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 8番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	番号9番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 9番の案件ですが、神社の駐車場への転用ということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の10ページをご覧ください。 今回は、5件の申請がありました。願出人・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は11ページです。 申請地は2筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地及び雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)

佐藤主査	2番については、地図は3ページです。 申請地は2筆で、航空写真等により、昭和51年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
	3番については、地図は12ページです。 申請地は4筆で、航空写真等により、平成5年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
	4番については、地図は13ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和55年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
	5番については、地図は14ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
	以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (正田委員)	今回北部は、2件の申請がありました。 いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (平本委員)	今回南部は、3件の申請がありました。 いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、7番柴委員お願いします。
柴委員	7番柴です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、1番若色より報告いたします。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号3番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 3番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号4番について、2番高際職務代理者お願いします。
高際職代	2番高際です。 4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	番号5番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 5番の案件ですが、道路で使われていたところが農地だったということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題な

		いと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議	長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査		議案書の13ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、農業用倉庫のための申出です。地図は15ページです。 事業計画者は、岩舟町三谷において米の作付を行う農業者です。自宅敷地内では手狭で農業機械、農機具等を収納するのに自宅から少し離れた場所で保管しておりますが、周辺道路が狭く、大型トラクターで移動するのに苦慮しております。また、農機具の盗難等が増加している状況もあり、防犯面でも心配があります。 申出地は自宅と道路を挟んだ向かい側にあり、農作業の効率化を図れ、防犯面でも良いことから適地として事業計画地としました。 用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の事務局の説明に関連して除外調査委員長から調査の結果

	をお願いします。
除外調査委員長 (高際職代)	2 番高際です。 今回は、私と若色会長、五十畑職代の 3 名と事務局 2 名で、19 日火曜日、書類審査及び現地調査を行いました。 それでは、調査の結果を報告いたします。 今回は、1 件の申出がありました。農業用倉庫が 1 件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様 の慎重なご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑にはいります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 5 号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 5 号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議 長	次に議案第 6 号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の 15 ページをご覧ください。 今回は、1 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、一般住宅のための申出です。地図は 16 ページです。 事業計画者は、市内の貸家に妻と 2 人で居住しておりますが、両親が高齢になり、実家近くに住み、両親を支えたいと考え、住宅の建築を計画しました。両親に相談したところ実家敷地内の土地を提供してもよいとの返事を貰えたこともあり、今回の申出地が適地と判断しました。 農振除外後の農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地 であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例

	外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上で説明を終わります。除外後は農地転用の申請がなされ と思われる。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (高際職代)	今回は、1 件の申出がありました。 一般住宅が 1 件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考 えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 6 号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 6 号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 7 号「栃木市農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について（除外）」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の 17 ページをご覧ください。 今回は、2 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、地図は 17 ページです。 このたび、敷地内に子（娘夫婦）の住宅新築に伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

	(写真説明) 2 番については、地図は 18 ページです。 このたび、敷地内に子（息子夫婦）の住宅建替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上で説明を終わります。いずれも、農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (高際職代)	今回は、2 件の申出がありました。 いずれも 20 年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 7 号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 7 号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 8 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
臼井主任	議案書は 18、19 ページをご覧ください。地図は 19 ページになります。今回は、1 件の申請がありました。 申請者の父が、令和 6 年 2 月 13 日に亡くなられ、相続人である

	子が相続税の納税猶予を受けるため、「適格者証明願」が提出されたものであります。特例適用農地等につきましては、記載のとおりです。 相続税の納税猶予を受けるために被相続人に必要な、主な要件として、「死亡の日まで農業を営んでいた人」という要件がありますが、被相続人は、死亡の日まで西方町金崎地内の約 2.4ha の農地において、主に水稻、苺等を生産する農業経営を行っており、自身も父が平成 28 年 10 月 29 日に亡くなられた後は、該当農地について相続税の納税猶予を受けていた方であります。 従いまして、この度の「納税猶予を受けることのできる被相続人」の要件に該当するものと思われます。 また、相続人に必要な主な要件として、「相続税の申告期限までに相続等により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人」という要件がありますが、申請者である相続人は約 10 年前から被相続人とともに、年間約 200 日、水稻、苺等を生産する農業に従事しており、相続人の要件として、特に問題は無いものと思われます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 説明は以上になります。申請者を相続税の納税猶予に関する適格者としてよいか、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (正田委員)	今回北部は、1 件の申請があり、書類審査及び現地調査を行いました。 事務局の説明どおり、特に問題は無いため、証明することが妥当であると思われます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
平本委員	8 番平本です。 特例適用農地は、都市計画区分が、非線引き地域ですが、納税猶予期間は、市街化区域と調整区域のどちらと同じ扱いになりますか。

小松原次長補佐		非線引き地域は、調整区域の農地と同じ扱いで、市街化区域の農地違い、20年という期限はありません。
議	長	他に発言はございますか。 (発言なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第8号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて190件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社に関する1件2筆、約40aであります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)

発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年11月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時23分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (山 崎)

署名委員 _____ (大 谷)